

2022年04月5日号

保育士の持ち帰り仕事はサービス残業？

山口県の保育士平均残業時間 1か月で約1時間

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の入江でございます。

本日は保育園や幼稚園などの職場においてよくある相談内容のひとつ「持ち帰り仕事」について、ご紹介します。

「某保育園からの相談内容」

ある若手保育士の持ち帰り仕事が多く、プライベートの時間が持て無いため退職したいと申し出がありました。しかし、園では自宅へ持って帰ってまで仕事をして欲しいとお願いはしておらず、所定労働時間内で処理することを原則にしているとのこと。次の採用も決まっていないので、困っているという相談です。

厚生労働省が行った令和2年度の賃金構造基本統計調査によると、山口県の保育士の平均残業時間は1か月で約1時間となっています。しかし、すべての園に該当するとは思えませんが、1年中何らかの行事の準備を保育時間外で行うので、必然的に持ち帰りが増えているのではないのでしょうか。

相談内容のように、園では自宅へ持って帰ってまで仕事をお願いしていただいても、家に持ち帰らなければ明らかに終わらない場合、自宅での制作作業や事務作業も労働時間にカウントするようになるかもしれません。（残業代が未払いだとすれば、**監督署の是正を勧告されるリスクがあります。**）

また、保育園の持ち帰り仕事には園児の個人情報が含まれていることが多くあり、書類やデータの持ち帰りを厳格に管理していく体制を整えていく必要があります。持ち帰り仕事は、未払い賃金の問題だけでなく、情報管理の点でもリスクがあり、今後は園内での業務（意識）改革と余裕を持って子供の保育ができる環境を整えていくように検討することが大切だと思います。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

TEL:0835-22-6706

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
